

Q 三六協定の自動更新は可能ですか

A 三六協定を締結する場合には、その有効期間を定めなければなりません。

有効期間については、法令上規定されていませんが、「延長時間の限度基準」によって必ず1年間の延長時間を定めなければならないこととされていることから、最短でも1年間ということになり、通達では1年間とするのが望ましいとされています（平 11.3.31 基発第 169 号）。

また、労働組合との労働協約による三六協定の場合で、有効期間を定めるときは、労働組合法第 15 条の規定により 3 年以内としなければなりません。

三六協定については、有効期間は必ず定めなければなりません。更新をすることも認められています。同法施行規則第 17 条第 2 項では「法第 36 条第 1 項に規定する協定を更新しようとするときは、使用者は、その旨の協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることによって、前項の届出にかえることができる。」と定めています。

具体的には、「協定の有効期間について自動更新の定めがなされている場合においては、当該協定の更新について労使両当事者のいずれからも異議の申出がなかった事実を証する書面を届け出ることをもって足りる」こととなります（昭 29.6.29 基発第 355 号）。したがって、労使協定で自動更新の定めをしたとしても、自動的に更新されるのではなく、更新した旨の届出書に労使当事者双方が記名押印することによって届け出ることが必要になります。